

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十三第

行發日一月二年七和昭

論叢

政府の營繕購品制度 法學博士 神戸 正雄
 蓄積理論の一考察 文學博士 高田 保馬
 人間學的社會哲學 文學博士 米田庄太郎

時論

金輸出再禁止後の財界と財政 經濟學博士 汐見 三郎

研究

我が國の都市經費と都市人口 經濟學士 小山田 小七
 大量觀察代用法に就いて 經濟學士 蜷川 虎三
 歴史的發展に於いて見たる世界不況 經濟學士 松岡 孝兒
 助郷制度に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

說苑

恩師シヤンツ教授を悼む 法學博士 神戸 正雄
 瑞西の穀物專賣制 經濟學士 八木芳之助
 小賣企業に於ける棚卸見切賣出 經濟學士 大塚 一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

瑞西の穀物專賣制

八木芳之助

一、瑞西の穀物專賣運動

瑞西の穀物專賣運動は前世紀の七十年代より漸次顯著となつた。當時の穀價騰貴が労働者階級の生活不安を惹起したるに鑑み、社會民主黨のザイデルは穀物專賣制に據て穀物中間商業を排除し、消費者に低廉なる穀物を供給すべきことを高唱した¹⁾。一八七八年テスの労働組合は、チューリッツヒ州の労働委員會に穀物專賣

問題を提議し、此の提案は同州の労働組合及び職工組合に依て支持されたるを以て、國民投票に訴ふるため請願趣意書を作成し、一八七九年五月州議會に提出した。その一節に曰く「穀物は僅か二三の商人及び投機商人によつて買占められ、貯藏され、而して成るべく高價に賣捌かれる。穀物の價格競争は殆んど全く遮斷され、穀物の輸入及び大量取引は彼等二三商人の獨占に歸し、彼等は亘に以心傳心以て年の豊凶又は在庫品の多少に關せず穀價を自由に釣上げ得るのである。それ故に彼等の穀類に就て暴利を貪ることは前代未聞である」と²⁾。當時の穀物專賣運動の目標が穀物投機商業の排撃にあつたことは瞭である。併し此の專賣案は國民會議に於て否決された。其の理由とする所は、商業及び産業の自由は國家生活の原則であり、また國家は敏捷なる取引を必要とする商業を行ふに適せず、且つ國營穀物商業は、稍もすれば生産費より安く穀物を買上ぐることに、重用なる内國生産を萎靡せしめる虞があると謂ふにあつた。

- 1) Robert Seidel, Staatlicher Getreidehandel oder: wie kommt das Volk zu billigem Brot, Zürich 1879.
- 2) E. Fleischmann, Das Getreidemonopol in der Schweiz. Seine rechtlichen, wirtschaftlichen und geschichtlichen Grundlagen 1921 (長崎常氏譯, 穀物專賣論 P 124)

一八八〇年來の國際農業恐慌により、瑞西の穀價も下落の一方的傾向を辿り、從て麵麩も往年に比して遙に低廉となり、工業勞働者の生活も比較的安定となりしたため、ザイデルの穀商暴利の絶叫は當時の瑞西國民に對し大なる反響を喚起せなかつた。併し彼の專賣思想は決して消滅せず、世界經濟發展の過程中に在ても不利益を被る所の産業部門に依て繼承された。即ち農民階級は穀物專賣制に據り、國內穀價を世界市場價格以上に引上げ、以て外國競争を防止せんと圖つた。

此の見解からラウルは穀物專賣論を唱へ、瑞西の穀作農業を潰滅より救ひ、外國産小麥及び穀粉の購入、製粉業及び穀粉販賣を國家的に統制し、之より得る餘剩利益金を以て穀作農業の保護奨勵に使用すべきことを主張した。併しラウルの提案に對しては農民黨が賛成したるに留まり、一般輿論は農業者のみの利益を保護するものとして冷淡であつた。

其の後一九〇八年に瑞西の製粉業者に依て穀物專賣制が主張された。穀物專賣制の實施は、製粉業の自由

活動を大いに阻害し、製粉業を一種の賃挽業化せしむべく、從て本來は穀物專賣制と製粉業の自由活動とは相容れざるものである。然るに拘らず瑞西製粉業が敢て穀物專賣を要求するに至れるは何故であるか？。一八九四年獨逸が穀物原産地證明制 (Identitätsnachweis) を廢止し、輸入證券制 (Hinfahrschein) を採用せる爲め、獨逸製粉業者は穀粉輸出に際し、それに相應する分量の穀物を無税で輸入し得るに至り、謂はゞ關稅額だけが穀粉の輸出奨勵金として作用することとなり、獨逸製粉業者は瑞西製粉業者よりも一 d.z. 當り五乃至六フランだけ安價に供給し得る好位置に置かれた。一九〇四年の瑞獨通商條約が一九〇六年に實施されて以來獨逸製粉業者は右の好地位を利用し、獨逸穀粉は滔々と瑞西へ輸出さるゝことゝなつた。茲に於て瑞西製粉業者は瑞獨穀粉關稅率の引上を要求すると共に、同業者間の競争を緩和する爲めシンジケートを組織した。されど之に依て穀粉の昂騰を促し、消費者を苦しむるに至りしたため、社會民主黨は製粉業組合を以て暴利を

3) E. Laur, Die Hebung des schweizerischen Getreidebaus durch ein Getreidemopol, Aaran, 1895.

4) 拙譯, ブツヘンベルガー, 農業政策, p. 384.

5) d.z. はドツベル, ツェントナーの略號にして二百磅の重量である。

食するものとして攻撃した。かくて瑞西製粉業組合は獨逸穀粉の輸入壓迫と社會民主黨の攻撃とを同時に避くる最上の活路として、突然に社會民主的穀物專賣運動を開始した。⁶⁾此の目的が獨逸穀粉の輸入防壓にありしことは、瑞西製粉業組合長オイゲン・マギーが一九〇八年九月聯邦の諮問に對し、「製粉業は必ずしも專賣を主張するものではなく、獨逸穀粉の輸入に依る滲滅的結果を豫防し得るならば如何なる方法にも賛成するものである。即ち適當なる保護關稅の施行の如きこれである」と回答せるによつても瞭かである。聯邦は此の運動を認め瑞西酒專賣局長ミリエをして穀物專賣法案を編纂せしめたるも、一九〇九年に至り、專賣運動は俄然終熄し、ミリエの專賣案は架上に束ねらるゝに至つた。蓋し同年に不充分ながらも瑞獨の穀粉關稅紛争問題に關する協定が達せられ、專賣運動は全く其の論據を失ふに至つたからである。⁷⁾

かくの如く瑞西の穀物專賣制は、社會民主黨、農民黨及び製粉業者により夫々特殊産業階級の利益の爲め

に主張されたるが、其の論據は何れも國民一部の利益を念頭に置くものであつて、國民全般の承認を得るに至らなかつた。換言すれば各階級が穀物專賣に關し共通の利益を痛感するといふ客觀的の經濟的根據を缺けるものであつた。

二、戰時及び戰後の瑞西の穀物專賣制

瑞西に於ては十九世紀の國際農業恐慌以來、之に對抗すべく農業經營の多面化と牧畜化とが獎勵された結果、穀作反別は一八八八年より一九一四年迄に五七・九%の減退を示した。前世紀の中葉に於ては、自國產穀物を以て二九〇乃至二九五日の國內需要を充し得たるに、大戰直前に於ては僅に六〇乃至七〇日の國內需要を充すに過ぎず、國內穀物消費量の六分の五を海外より輸入せざるを得ざる状態にあつた。大戰の勃發は穀物配給を從來の如く自由商業に委付し得ざらしめた。

蓋し自由商業機關を以てしては、充分なる穀物輸入を確保し得ず、従て穀價の暴騰を防止し得ないからであ

6) Fleischmann, a. a. O. S. 94 ff. O. Sperlich, Untersuchungen über Getreidemonopol Das Monopol in der Schweiz (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik.. Folge III, Bd. 70. 1926, S. 540 ff.)

7) Fleischmann, a. a. O. S. 94. ff (長崎常氏同書 p. 144以下)

8) Sperlich, a.a. O. S. 541.

る。戰時中殆んど總ての世界各國の穀物商業は國家社會主義的形態を探りしため、瑞西も亦此の一時的經濟形態に順應せざるを得なかつた。

即ち一九一四年八月には瑞西聯邦議會は聯邦政府に與ふるに、瑞西の治安、國防及び中立を確保し、農村の信用及び經濟上の利益を保護し、特に生活の安定を圖る總ての方策を講ずる無限絶大の全權を以てした。

此の委任全權により一九一五年一月聯邦政府の決議を以て穀物輸入を聯邦の獨占とし、同年八月内國產穀物をも聯邦專賣とし、一九一六年八月には飼料輸入をも國家獨占とし、かくして穀物の完全專賣制を布いた。⁹⁾

最初專賣事務は軍務省の穀物局 (Getreidebüro) によつて處理されたが、一九一八年九月には之は聯邦食糧局 (Eidgenössische Ernährungsamt) に移され、一九二三年一月より聯邦穀物管理局 (Eidgenössische Getreideverwaltung) によつて處理さるゝに至つた。大戰終結と共に專賣の活動範圍も漸次縮小され、一九二三年には飼料、玉蜀黍、大麥及び燕麥に就ては自由商業が復活さ

れ、小麥、ライ麥及び獨逸小麥と此等の穀粉とが、專賣として殘された。一九二六年七月の國民投票により專賣制が廢止されたが、穀物輸入獨占、穀價保證並に磨粉補助金 (Malprämie) は一九二九年六月末迄繼續さるゝことゝなつた。¹⁰⁾ 一九二九年三月の國民投票により穀物專賣制は愈々廢止されたが、益々深刻化する國際農業恐慌に對し穀作保護の要求が甚だ盛なるため、國家は製粉に適する穀物に對し、生産費を償ふ一定價格を生産者に保證することゝなつた。¹¹⁾ 今瑞西の穀物專賣制の本質並に農業上に及ぼせる影響を一見明白ならしむるため左表を掲げやう。¹²⁾ (次頁參照)

此表よりして瑞西の穀物專賣制を概觀するに、(一) 穀物の作付面積は大體に於て増加の傾向を示してゐるが、就中小麥に於て最も顯著である。一九一八年に急激に増加せるは戰時の強制作付に基いてゐる。作付面積の増加に比して收穫高の増加が割合に少ないのは、專賣中に於て穀作の集約度が餘り高まつてゐないことを示してゐる。かくて一九二四年乃至二七年の平均に

9) 穀物專賣一般については、拙稿穀物專賣論(經濟論叢第34卷第1號)參照

10) Landmann, Die Agrarpolitik des schweizerischen Industriestaates, 1928, S. 104. Sperlich, a. a. O. s. 545 ff.

11) Howald, Ländernachrichten: Schweiz, (Berichte über Landwirtschaft, Neue Folge Bd. XIV. Heft 3, 1931, S. 509)

12) 次の統計表は J. Landmann, Die Getreidemonopolwirtschaft in der Schweiz

於て、國內産穀物を以て國內需要の二四・七%を充すに至り、戦争直前の一五・〇%に比して自給量を増してゐる。(二)專賣局の國內産穀物の買上價格は、一九二〇年迄は外國産穀物の輸入價格よりも稍低く決定されたが、一九二一年以後は國際農業恐慌による世界市場價格の暴落に拘らず、輸入價格よりも遙に高く保つことによつて農民を保護した。殊に一九二二年及び二三年に顯著である。然るに專賣局の販賣價格は一九二一年迄は輸入價格よりも稍低く決定せるが、同年以後に於ては之よりも高く決定したが、其程度は買上價格の場合に比して僅少である。之れ瑞西に於ては輸入穀物が穀物需要額の八割弱を占むるを以て、輸入穀物の販賣價格を輸入價格より若干引上ぐるることによつて、穀物生産者に世界市價を越ゆる買上價格を保證し得るからである。併し瑞西は專賣制によつて國內價格をして世界市價の變動より完全に離脱せしむるを得ず、穀物の買上及び賣却價格を世界市價に追隨せしめざるを得なかつた。蓋し世界市價を無視する高價なる買上價格

を農民に保證することは、消費者の負擔を過重ならしむるからである。一九二五年以來國際農業恐慌による世界穀價の暴落に對し、國內穀作を保護する必要上、一般の消費大衆の犠牲に於て買上價格を引上げたが、この消費大衆の反對が專賣制廢止の一因となつた。(三)一九二四年六月の聯邦會議の決議により、一九二五年以來從來專賣より除外されたる農家の自家用穀物に對しても、專賣局が保證する高價なる買上價格の恩恵に浴せしむるために、磨粉補助金 (Mahlprämie) を交付した。此補助金は各地方の生産事情の如何により、一dz當り五乃至八フランに定め、之に由て、小農が自家用穀物迄を專賣局に賣却し後日更に之をより、安く專賣局より買戻さんとすることを避くると共に、また彼等小農が自家用穀作を廢止して牧畜經營に移ることによつて、穀作を萎靡せしむることを避くる爲めであつた。(四)專賣の管理費用は、一dz當り一五ラツペンであり、¹⁴⁾ 案外僅少であつたのは、專賣の補助機關として農村の産業組合を利用し得たるにも基くものである。

13) Vgl. Fischmeister, Zoll oder Monopol! Zu den problemen der österreichischen Getreidewirtschaft (Zeitschrift für Nationalökonomie Bd. I. Heft 5. 1930. S. 704.)

14) Fischmeister は瑞西專賣制の管理費の案外僅少なるを疑問とし、公表されざる經費が多かるべしと謂つてゐる。Fischmeister, a. a. O. S. 706. 尙ほ瑞西の穀物專賣制の批判については J. Schafir, Agrarprotektionismus und Sozialdemokratie (Agrar-Probleme Bd. I. Heft 3, 1928.) S. 447 ff 参照